

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課)

一

○形質変更時要届出区域の指定の解除

(環境対策課)

一

○保安林の指定の解除

(森林整備課)

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)

(同)

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

四

規 則

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百三十七号

心身障害者扶養共済条例施行規則の一部を改正する規則

心身障害者扶養共済条例施行規則(昭和四十五年宮城県規則第十三号)の一部を次のように改正す

る。

様式第一号中「㉔」を「㉕」を削る。

を「㉕」に改め、「㉕」を削る。

様式第三号及び様式第五号中「㉔」を削る。

様式第十号中「㉔」を「㉕」を

「㉔」に改める。

様式第十三号、様式第十四号、様式第十七号、様式第二十二号、様式第二十五号、様式第二十八号

及び様式第三十一号から様式第三十四号までの規定中「㉔」を削る。

様式第三十五号中「㉔」を

「㉕」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の心身障害者扶養共済条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないもの

については、当分の間、改正後の心身障害者扶養共済条例施行規則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第八百四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により指定した形質変更時要

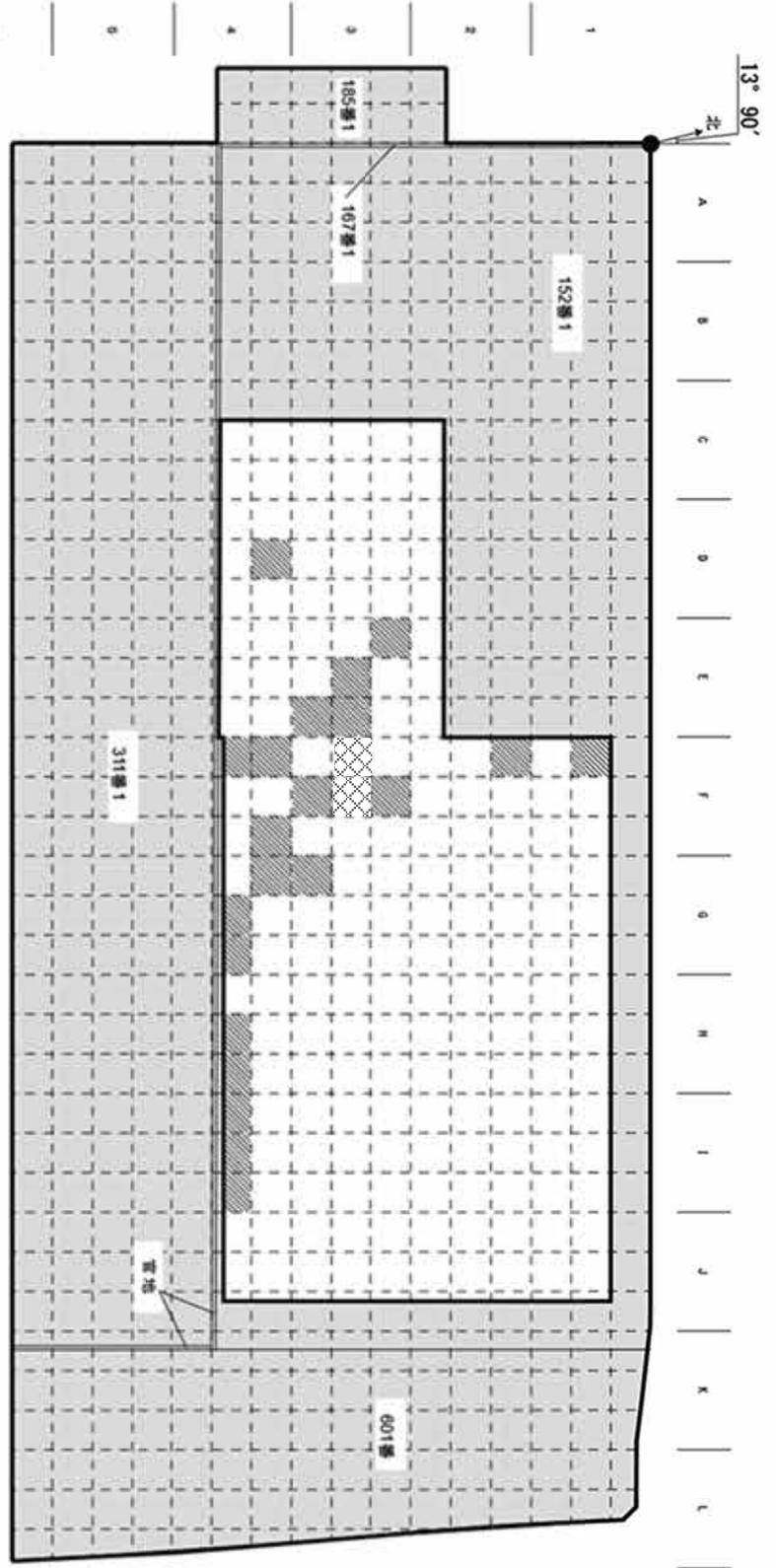
届出区域の一部について、同条第二項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和三年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

大崎市古川中里六丁目百五十二番一の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

- : 起点
- : 単位区画
- : 筆の境界線
- : 敷地境界
- : 調査の対象とならない区域 (土壌汚染対策法第3条第1項ただし書の規定等による。)
- ▨ : 形質変更時要届出区域
- ▩ : 指定を解除する区域

<起点>

起点は、大崎市古川中里六丁目167番1の最北端とする。

<格子の回転角度>

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。



二 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合して
いなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物

三 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

○宮城県告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安
林の指定を解除する。

令和三年十一月十六日

一 解除に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町御前浜字大石角一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び女川町役場に備え置
いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規
定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ
た。

令和三年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整
備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林
整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規
定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があっ
た。

令和三年十一月十六日

一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

大崎市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林
整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加
美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)並びに大崎市役所及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年十一月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

巨理郡巨理町字西郷二百五十三番一、二百五十三番四、二百五十三番五、二百五十五番一、二百五十六番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

福島県いわき市平六町目三番地の十八
アドレス株式会社